

資料1-3	平成23年8月24日(水)
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	

同行援護事業者の指定申請について

障害者自立支援法の改正に伴い、平成23年10月1日から、これまで重度視覚障害者（児）に対し、地域生活支援事業の「移動支援」として行われていたサービスが、「同行援護」として障害福祉サービスに位置づけられることになりました。

同行援護とは、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者（児）に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うものです。

事業者がこの同行援護のサービスを行うためには、同行援護事業者として千葉市長（千葉市以外の市町村に所在する事業所にあつては千葉県知事）の指定を受ける必要があります。

つきましては、既に居宅介護事業所として千葉市長の指定を受けている事業所向けに、下記のとおり同行援護の指定申請手続きについてご案内いたします。

なお、千葉県においても、同様の取扱いをしておりますので、千葉市以外の市町村に所在する事業所にあつては、次のホームページを参照してください。

千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jigyoushomuke/shougai-shitei/doukou.html>

記

1 提出資料

別紙「同行援護の指定申請に係る必要書類一覧（指定居宅介護事業者向け）」を参照してください。
各様式は、千葉市障害者自立支援課HPに掲載してあります。

2 提出期限 平成23年8月31日（水）（同日付け消印有効）

※期限に間に合わない場合は、居宅介護事業者の指定を受けていない事業所と同様の手続（通常の手続）となります。

3 提出方法・提出先

郵送でお願いします（窓口での受付は行いません）。

封筒には朱書きで「同行援護事業者の指定申請書在中」と明記してください。

【送付先】 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所障害者自立支援課自立推進係

4 その他

今回御案内した指定申請手続きは、既に居宅介護事業所として指定を受けている事業所のみを対象としたものです。他の障害福祉サービス事業等を行っていても、居宅介護事業所の指定を受けていない事業所（例えば、地域生活支援事業の「移動支援」を実施していたが、居宅介護事業の指定はを受けていない事業所）については、新規指定に必要なすべての書類を提出していただくことになります。

また、今回受け付ける指定申請は、平成23年10月1日指定に向け、平成23年8月31日までに提出されたものに関し対応するものです。

なお、既に居宅介護事業所として指定されている事業所であっても、市に申請・登録している事項に変更があった場合には、同行援護の指定申請書とともに、変更届も併せて提出してください。

千葉市役所障害者自立支援課自立推進係 TEL：043-245-5228